

第3編 災害応急対策計画

【第3章 事故災害応急対策】

第1編	総則
第2編	災害予防計画
第3編	災害応急対策計画
第4編	災害復旧復興計画

目次

第3編 災害応急対策計画	281
第3章 事故災害応急対策	281
第1節 林野火災対策	281
第1 発災直後の情報の収集・連絡	281
第2 活動体制の確立	282
第3 消火活動	282
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	283
第5 避難活動	283
第6 施設・設備の応急復旧活動	283
第7 被災者等への的確な情報伝達活動	283
第8 二次災害の防止活動	283
第9 災害復旧	284
第2節 危険物等事故対策	285
第1 危険物等災害応急対策	285
第2 高圧ガス災害応急対策	286
第3 火薬類災害応急対策	287
第4 毒物・劇物災害応急対策	287
第5 水源汚染等応急対策	288
第3節 鉄道事故対策	289
第1 活動体制の確立	289
第2 情報の収集と伝達の基本方針	289
第3 避難誘導	290
第4 消防活動	291
第5 応援要請	291
第6 医療救護	291
第4節 道路事故対策	292
第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	292
第2 活動体制の確立	293
第3 緊急輸送活動	293
第4 危険物流出時の応急対策	293
第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	293
第6 的確な情報伝達活動	293
第5節 航空機事故対策	295
第1 活動体制	295
第2 応急措置	295
第6節 電気通信設備事故対策	297
第1 活動体制	297
第2 情報収集・連絡	297
第7節 電力施設事故対策	298
第1 活動体制	298
第2 情報収集・連絡	298
第8節 ガス施設事故対策	299

第1編	第1 活動体制	299
第2編	第2 情報収集・連絡	299
第9節	第9節 農業災害対策	300
第1編	第1 注意報及び警報等の伝達	300
第2編	第2 農業災害対策	300
第3編	第3 畜産災害対策	301
第10節	第10節 放射性物質事故災害対策	302
第1編	第1 輸送事故対策	302
第2編	第2 広域放射能汚染対策	308
第11節	第11節 不発弾処理対策	311
第1編	第1 不発弾発見直後の緊急措置	311
第2編	第2 不発弾処理体制の確立	311
第3編	第3 事前の準備	313
第4編	第4 不発弾処理の実施	313
第5編	第5 報道機関への対応	314

第3編 災害応急対策計画

第3章 事故災害応急対策

第1節 林野火災対策

■ 基本方針

「林野火災対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 発災直後の情報の収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部、消防団
第2 活動体制の確立	統括班、関係各班
第3 消火活動	消防本部、消防団
第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	統括班、建設班、関係各班
第5 避難活動	統括班、教育班、関係各班、避難所担当職員
第6 施設・設備の応急復旧活動	施設管理者、関係各班
第7 被災者等への的確な情報伝達活動	統括班、関係各班
第8 二次災害の防止活動	統括班、復旧部、現地対策本部
第9 災害復旧	復旧部、現地対策本部、関係各班

第1 発災直後の情報の収集・連絡

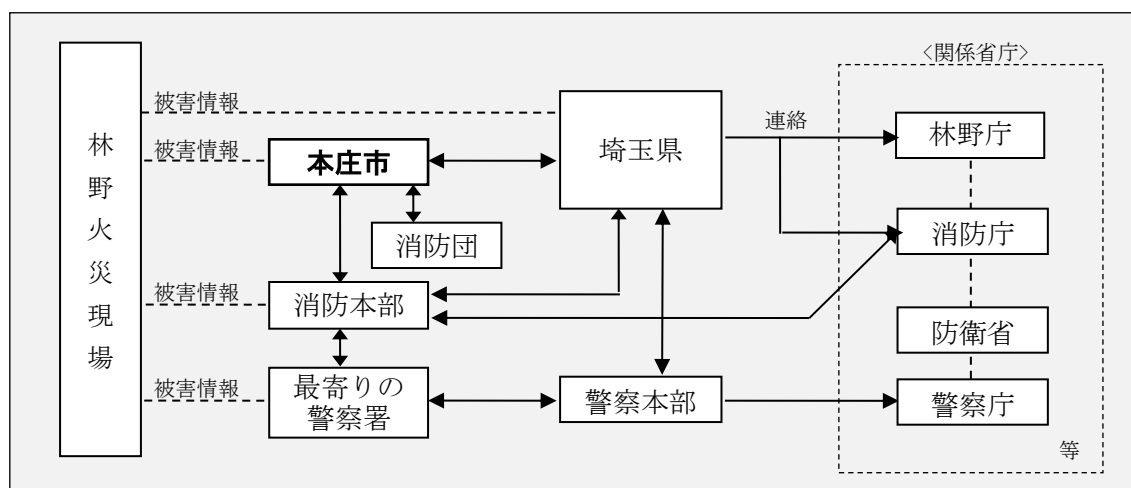
1 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

2 林野火災情報の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は次に示すとおりとする。

【林野火災情報の収集・連絡系統図】



3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

4 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

2 事業者の協力体制

林業関係事業者は、消防本部及び警察署等との連携を図り、初期対応及び情報連絡等に協力する。

第3 消火活動

消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、隣接市町に応援要請を求める等、早期消火に努める。

また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う現場指揮本部を設置する。

なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食止めるための方策を最優先させる。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

道路管理者は、関係機関と連携し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
交通規制に当たっては、道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。
緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

第5 避難活動

災害発生時における避難誘導については、「本編 第1章 第7節 避難対策」の「第2 避難誘導」及び「第3 指定避難所の開設」を準用する。
火災の延焼により孤立するおそれのある居住者等には、早期に避難情報を発令する。

第6 施設・設備の応急復旧活動

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用する等により、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者等に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報及び交通規制の状況等の情報を、適切かつ迅速に提供する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、医療機関等の情報等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第8 二次災害の防止活動

市は、林野火災により林地が荒廃した地域の流域における土石流等の二次災害の発生のおそれについて十分留意し、その防止に努める。

市は、専門技術者による降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検等を県に要請する。また、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとるものとし、可及的速やかに砂防、治山、地すべり防止等の対策を講じる。

第9 災害復旧

市及び関係機関は、あらかじめ定められた物資、資材の調達に関する計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うとともに、必要に応じて支援する。

また、市は、県の協力のもと、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第2節 危険物等事故対策

■ 基本方針

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化及び適正な施設の維持管理の保安措置を講じるための保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

「危険物等事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 危険物等災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、関係各班
第2 高圧ガス災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、関係各班
第3 火薬類災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、消防団
第4 毒物・劇物災害応急対策	施設管理者、消防本部、統括班、関係各班
第5 水源汚染等応急対策	水道班、消防本部、統括班、関係各班

第1 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。通報を受けた消防本部又は警察署等は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、消防本部、警察署及び関係機関との連絡を密にし、次に示す措置を講じる。

- ア 危険物の流失及び拡散の防止
- イ 流出した危険物の除去、中和等
- ウ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

【資料編 第8節 第1】『市内危険物施設の状況』参照

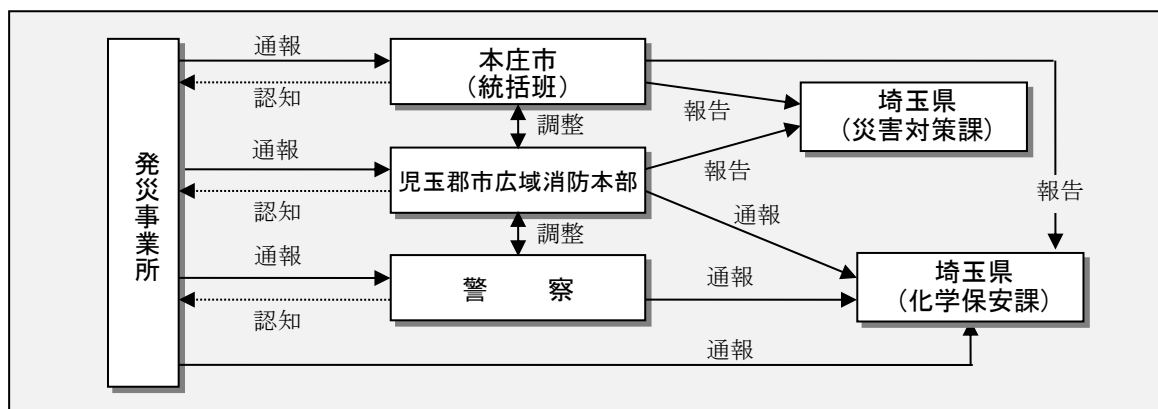
第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部、警察署等に通報する。

1 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて市民への情報提供や避難指示を行う。

【高圧ガス災害に伴う情報収集活動】



2 応急措置

(1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」（平成17年3月17日埼玉県）に基づき応急措置を実施する。

(2) 施設管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡を密にして速やかに次に示す措置を構ずる。

- ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め又は地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防及び警備の責任者等と連絡を密にして速やかに次に示す措置を講ずる。

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民を避難させるための措置を講ずる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を本庄保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防本部及び警察の責任者等と連携を密にして速やかに次に示す措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流失等の防止措置及び中和等の除害措置を講ずる。
- (2) 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- (4) 施設周辺の市民の避難措置を講ずる。

第5 水源汚染等応急対策

1 活動方針

危険物の河川流出や土壌汚染等により水道の水源が汚染された場合、水道班は、応急措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。通報を受けた消防本部又は警察署等は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

水道班は、消防本部、警察署及び関係機関との連絡を密にし、次に示す措置を講じる。

- ア 危険物の流失及び拡散の防止
- イ 流出した危険物の除去、中和等
- ウ 災害を免れた水道水源の応急点検及び必要な応急措置
- エ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3節 鉄道事故対策

■ 基本方針

市域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、直ちに鉄道事業者、消防本部及び警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「鉄道事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制の確立	統括班、関係各班
第2 情報の収集と伝達の基本方針	統括班、関係各班
第3 避難誘導	統括班、関係各班、消防本部、警察
第4 消防活動	消防本部、消防団
第5 応援要請	統括班、関係各班
第6 医療救護	医療班、消防本部

第1 活動体制の確立

市は、市域に鉄道事故が発生した場合においては、「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じ、活動体制の確立を図り、他の市町村、県、指定地方行政機関及び区域内の公共的団体並びに市民の協力を得て、応急対策の実施に努める。

第2 情報の収集と伝達の基本方針

1 情報の収集

市は、市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他については、「本編 第1章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・共有」を準用する。

2 被災者、市民への情報伝達

市は、県及び鉄道事業者と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否情報、医療機関の情報、応急対策に関する情報及び鉄道の運行状況等を、被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

3 鉄道等の公共交通機関事業者への情報提供

市は、市の対応状況等について、適宜鉄道等の公共交通機関事業者に適宜情報を提供する。

第3 避難誘導

1 乗客等の避難

市及び鉄道事業者等は、鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(1) 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者及び消防本部と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、鉄道事業者及び警察署と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長及び警察官等は、「本編 第1章 第7節 避難対策」に準じ、避難指示等を行う。

3 救出・救助

(1) 市の対応

統括班等が中心となり、協力者の動員を行い、消防本部を主体とした救出救助活動の支援を行う。

(2) 消防本部の対応

消防本部は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、負傷者が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防本部に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業及び市民の協力を得て救出救助活動を実施する。

(3) 警察の対応

警察は、市と協力をして被害者の救出を行い、状況により、市の行う救出救助活動に協力する。また、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防本部等と協力し積極的に生命の危機に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

第4 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、救出救助活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施し、市は、消防機関等を主体とした活動を支援する。

第5 応援要請

救出救助活動等で要員が不足する場合は、「本編 第1章 第1節 第4 受援に関する活動」に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

第6 医療救護

市は、鉄道事故に受傷者が多く、近辺の医療機関だけでは、受入が困難と予想される場合は、消防本部と連携し、近隣の医療機関への受入を要請する。

第4節 道路事故対策

■ 基本方針

地震や水害その他の理由により、橋りょうの落下、斜面及びよう壁の崩壊、落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防本部及び警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「道路事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	統括班、建設班
第2 活動体制の確立	統括班、関係各班
第3 緊急輸送活動	統括班、財務班、関係各班
第4 危険物流出時の応急対策	建設班、消防本部
第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	建設班、関係各班
第6 的確な情報伝達活動	統括班、関係各班

第1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、次に示すとおり実施する。

【災害情報の内容】

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県等と相互に連絡を取合う。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県等と相互に連絡を取合う。 また、市は、調査チームを編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

2 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに災害情報連絡のため、IP無線、衛星無線等の通信手段を確保する。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 職員の非常招集

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

2 市災害対策本部の設置

大規模な災害が発生した場合、市は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じた活動体制をとり、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し報告するとともに、県及び防災関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 応援要請

本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

4 市災害対策本部等の廃止

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

第3 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

第4 危険物流出時の応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動及び避難誘導活動を行い、危険物による二次被害の防止に努める。

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第6 的確な情報伝達活動

1 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、被災者等に対し、道路災害の状況、安否情報、交通規制の状況、道路施設等の復旧状況及び医療機関の情報等の情報を迅速かつ適切に提供する。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、広報車、市ホームページ、エリアメール及び緊急速報メール等によるほか、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、交通規制の状況、道路施設等の復旧状況及び医療機関の情報等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

第5節 航空機事故対策

■ 基本方針

市は、市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、直ちに、消防本部、警察署等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

「航空機事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 応急措置	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域に航空機事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 応急措置

1 情報収集・連絡体制

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、同時に報告する。連絡系統については、次頁に示すとおりである。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

市及び消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者等と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察及び関係機関等への協力を要請する。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は避難指示等を行う。

3 救出救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。

4 消火活動

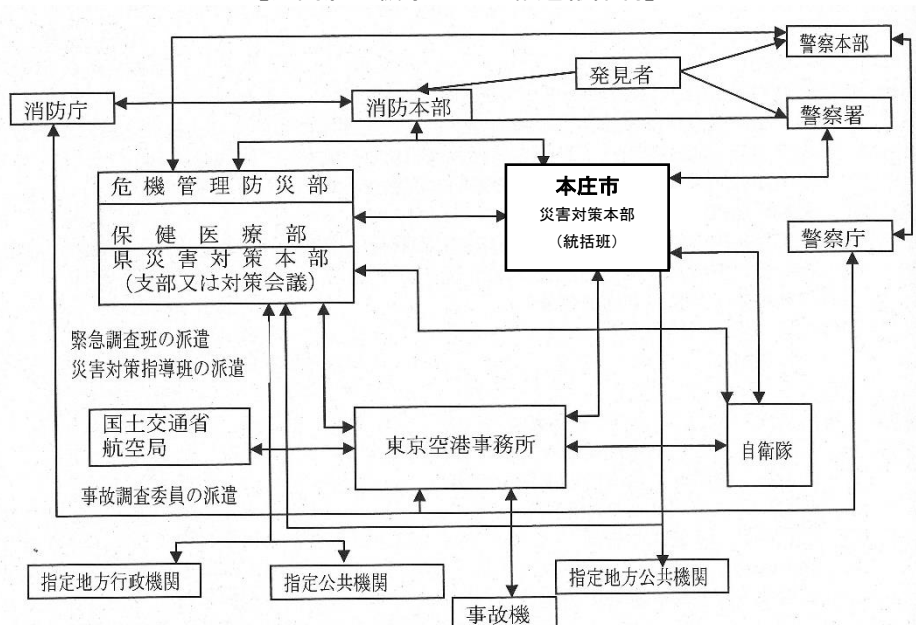
航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多数の死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

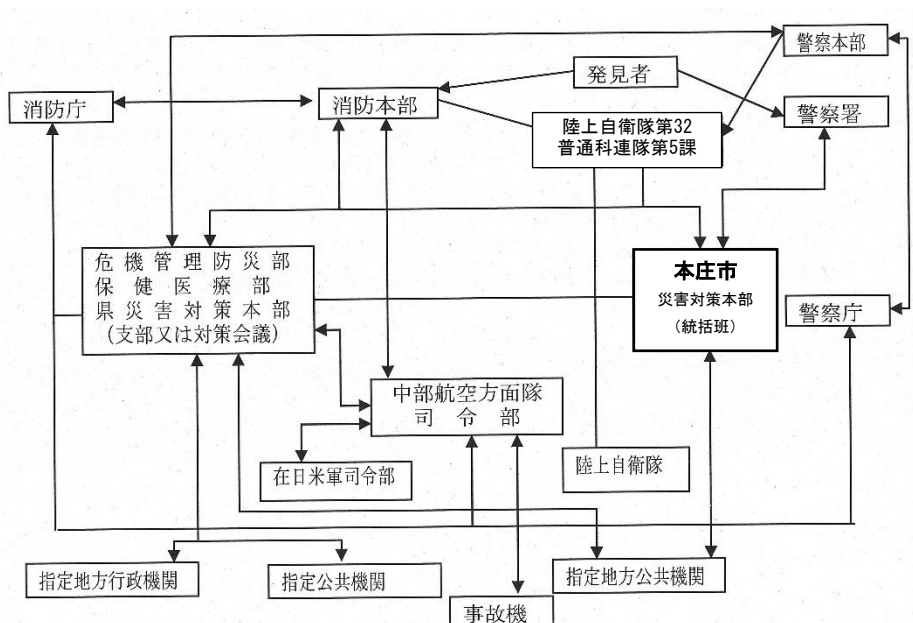
救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、市は、県に対して応援要請を行う。また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。

（「本編 第1章 第1節 第4 受援に関する活動」参照）

【民間航空機事故の連絡通報体制】



【自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制】



第6節 電気通信設備事故対策

■ 基本方針

電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合、迅速な応急対策を実施する。

「電気通信設備事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 情報収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域に電気通信設備事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 情報収集・連絡

市は、市域に電気通信設備事故が発生したときは、関係機関と連携し、災害に関する情報、サービス提供状況、復旧状況等を共有する。

なお、東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び株式会社NTTドコモ埼玉支店から派遣される対策要員と連携し、情報を共有する。

第7節 電力施設事故対策

■ 基本方針

電力施設が被災した場合、迅速な応急対策を実施する。

「電力施設事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 情報収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域に電力施設事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 情報収集・連絡

市は、市域に電力施設事故が発生したときは、関係機関と連携し、災害に関する情報、サービス提供状況、復旧状況等を共有する。

なお、東京電力パワーグリッド(株)等から派遣される対策要員と連携し、情報を共有する。

第8節 ガス施設事故対策

■ 基本方針

ガス施設が被災した場合、迅速な応急対策を実施する。

「ガス施設事故対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 活動体制	統括班、関係各班
第2 情報収集・連絡	統括班、関係各班、消防本部

第1 活動体制

市は、市域にガス施設事故が発生した場合において、災害の規模に応じ必要と認める場合は「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて災害対策本部を設置する。

第2 情報収集・連絡

市は、市域にガス施設事故が発生したときは、関係機関と連携し、災害に関する情報、サービス提供状況、復旧状況等を共有する。

なお、東京ガス(株)等から派遣される対策要員と連携し、情報を共有する。

第9節 農業災害対策

■ 基本方針

市は、暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

「農業災害対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 注意報及び警報等の伝達	統括班
第2 農業災害対策	農政班、支所経済環境班
第3 畜産災害対策	農政班、支所経済環境班

第1 注意報及び警報等の伝達

市は、県から埼玉県災害オペレーション支援システム等により気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき又は本庄農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けたときは、必要に応じ速やかに電話又は防災行政無線等により埼玉ひびきの農業協同組合等関係団体及び市民に情報の提供を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

市は、埼玉ひびきの農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

市は、市所管の農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。

また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

3 農産物応急対策

(1) 災害対策技術指導

市は、農作物の被害を最小限に食い止めるため、本庄農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

市は、病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導及び協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

(3) 風水害対策

市は、台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場等の早期排水対策、早期収穫等の栽培技術の指導に努める。

第3 畜産災害対策

1 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告する。

2 家畜伝染病対策

市は、災害に伴い家畜伝染病が発生し又は発生するおそれがある場合は、熊谷家畜保健衛生所及び畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請する等して飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第1編
総則

第2編
災害予防計画

第3編
災害応急対策計画

第4編
災害復旧復興計画

第10節 放射性物質事故災害対策

■ 基本方針

核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合、迅速な応急対策を実施する。

「放射性物質事故災害対策」は、次の活動項目及び担当部署を持って実施する。

活動項目	担当部署
第1 輸送事故対策	統括班、消防本部、消防団、関係各班、統括班、財務班、建設班、医療班、市民班、福祉班、保育班、秘書班、広報班、環境班、関係各班、関係事業者
第2 広域放射能汚染対策	統括班、環境班、農政班、支所経済環境班、建設班、水道班、関係各班

第1 輸送事故対策

1 輸送事故発生直後の活動方針

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

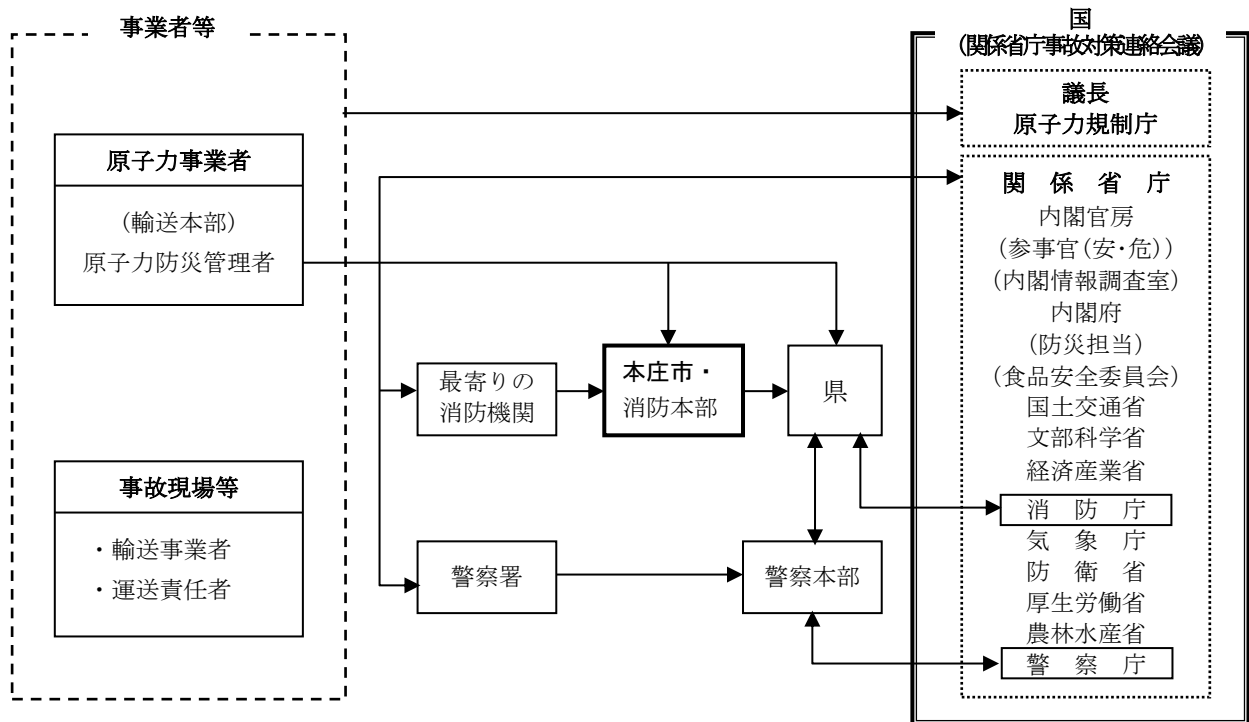
原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原子力災害対策特別措置法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は次の事項について、最寄りの消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む。）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁等に通報する。

- (ア) 特定事象発生の場所及び時刻
- (イ) 特定事象の種類
- (ウ) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- (エ) 気象状況（風向・風速等）
- (オ) 周辺環境への影響
- (カ) 輸送容器の状態
- (キ) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- (ク) 応急措置
- (ケ) その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は次に示すとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制

(1) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送するもの（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常招集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施にあたっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村等の防災関係機関に随時連絡する。

また、事業者等は、事故発生直後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する。）等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防職員に提供する。

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等及びその他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救出救助・救急等の必要な措置を講じる。

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）については、事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「本編 第1章 第1節 活動体制の確立」に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

また、市は、事故が発生した際の情報や特異的な測定結果を把握した際には、国や関係自治体の情報と併せて市民に対して必要な情報を伝達する。

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置等

原子力災害対策特別措置法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき又は原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、市は災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後、搬送する。

(2) 交通の確保

道路管理者は、関係機関と連携し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する等、配慮する。

6 退避・避難活動等

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、原子力災害対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するために必要であると判断するときは、屋内退避又は避難指示等の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高齢者、障害者及び外国人等の要配慮者にも十分配慮する。

【被ばく線量と防護対策】

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容(注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難。

※ 防護対策の内容は次のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び機密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

本部長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前頁に掲げる線量に達するか又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区

域)を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形(現場が帯状であった場合は楕円形)半径15mとする。

イ 関係市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示

本部長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、必要な屋内退避又は避難の措置を、市民に講じるよう指示等をする。

ウ 関係機関への協力の要請

本部長は、警戒区域を設定した時は、警察署その他の関係機関に対し協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

本部長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避する等、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、指定避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

(4) 指定避難所の運営管理

市は、指定避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料及び飲料水の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、市は、指定避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難生活に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の指定避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺市民への情報伝達活動

市は、周辺市民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通規制の状況、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報及び放射線量等の測定結果等の情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、市ホームページ及び広報車等によるほか、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者及び外国人等といった要配慮者に対して、十分に配慮する。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通規制の状況、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報及び放射線量等の測定結果等の情報を積極的に伝達する。

7 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

8 各種規制措置と解除

(1) 食品・飲料水の摂取制限等

市は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における食品・飲料水の摂取制限等を行う。

【食品・飲食物の摂取制限等についての基準値】

対 象	放射性セシウム
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上
飲料水	10ベクレル／キログラム以上

(2) 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、食品・飲料水の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

(3) 飲料水の供給体制の整備

放射線関係事故により飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制を整備する。特に、乳児に優先的に飲料水の供給を実施する。

9 被害状況の調査等

(1) 被害市民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として指定避難所に収容した市民の登録をする。

(2) 被害調査

次に掲げる事項に起因して、被災地の市民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 食品・飲料水の制限措置
- エ その他必要と認める事項

10 市民の健康調査等

市は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と心身の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第2 広域放射能汚染対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

【指針における原子力災害対策重点区域】

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約120kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染は、福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

本計画では、「広域放射能汚染対策」として被害想定と予防策の検討及び当面の対策について定める。

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 の検討

担当部署は、放射能汚染に関するメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積する等、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合、適切な方法でのごみ処理等を検討し、対応策を実施する。

3 食品安全確保対策

市は、県が国のガイドラインに基づき実施している福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県産農産物等への影響調査結果を把握する。

なお、県は、調査結果に基づき、食品衛生法で定められた食品中の放射性物質の基準値を超える県産農産物等が流通することのないよう、安全性を確認している。

県が実施した調査結果は、次に示すとおりである。

【県産農産物等の調査結果】

調査年度	調査対象	調査結果の概要	対応措置
平成24年度	152品目 2,399検体	天然ナマズ1検体、野生きのこ10検体で基準値を上回る放射性セシウムが検出された。	天然ナマズについては、漁業協同組合に対し、周辺水域での天然ナマズの採捕を自粛するよう要請し、野生きのこについては、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町の4町において採取された野生きのこに対し、原子力災害対策本部長から出荷制限が指示された。
平成25年度	143品目 1,418検体	野生きのこ5検体で基準値を超える放射性セシウムが検出された。	いずれも平成24年度に原子力災害対策本部から出荷制限が指示された町から採取された野生きのこであり、流通はしていない。
平成26年度	130品目 821検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—
平成27年度	107品目 547検体	基準値を超える放射性セシウムが検出された品目はなかった。	—

資料) 県ホームページ「放射性物質の埼玉県産農産物等への影響調査について」

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

市は、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、埼玉ひびきの農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

市は、原子力発電所等の事故による広域放射能汚染等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、防災関係機関と協力して的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

市は、原子力発電所の事故により、広域放射能汚染が予想される場合、農作物を放射能汚染から防護するため、防災関係機関と協力して次に示す実施可能な処置を講じる。

- ア 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定
- イ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切替、汚染物除去等を指示
- ウ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処
- エ その他必要な処置

5 道路災害対策計画

市は、広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝等ホットスポットの発生が予測される場合は、防災関係機関と協力して市民に影響を与えないように必要な処置を講じる。

第11節 不発弾処理対策

■ 基本方針

市では、平成28年5月に市道改修工事現場で不発弾が発見され、同年6月に関係機関の協力のもと、周辺市民の避難、交通規制等を実施し、陸上自衛隊により不発弾処理が行われた。発見現場の周辺は旧日本軍の飛行場があり、戦時中に空襲被害を受けていることから、今後も発見現場付近の掘削工事等に伴い不発弾が発見される可能性がある。このため、本計画の事故災害応急対策において、不発弾処理対策の方針等について定める。

「不発弾処理対策」は、次の活動項目及び担当部署をもって実施する。

活動項目	担当部署
第1 不発弾発見直後の緊急措置	統括班、関係機関
第2 不発弾処理体制の確立	統括班、関係各班、関係機関
第3 事前の準備	統括班、関係各班、関係機関
第4 不発弾処理の実施	統括班、関係各班、関係機関
第5 報道機関への対応	統括班、関係各班、関係機関

第1 不発弾発見直後の緊急措置

市民から不発弾等の埋没情報等に関する相談を受けた場合、又は工事現場等から偶発的に発見された不発弾等の処理に関する対応については、統括班を窓口とする。

1 相談等の連絡

市は、相談等を受けた場合、消防本部、警察署及び県に連絡する。

2 不発弾処理の要請

所轄警察署を通じ、警察本部は、陸上自衛隊に不発弾処理を要請する。

第2 不発弾処理体制の確立

1 不発弾処理に係る国、県警察本部及び市の役割

- (1) 不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（陸上自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、市民の安全対策等の対応については、市が行う。
- (2) 市による発掘後の不発弾等又は偶発的に発見された不発弾等の処理については、陸上自衛隊が行う。ただし、処理作業の過程で爆発のおそれがあり、市民避難等の対応が必要な場合は、陸上自衛隊と市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。
- (3) 市は、県警察本部及び土木工事業業者等と協力し、立入禁止区域の設置とその警備、防護壁の設置等の危険回避措置をとる。

2 陸上自衛隊との協定締結

不発弾等の処理に当たっては、実施する業務について事前に確認するため、おおむね次の内容に基づく協定を市と陸上自衛隊との間で締結する。

- (1) 陸上自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）
- (2) 市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する市民避難等）
- (3) 不発弾等処理を実施する期間等
- (4) その他処理に際して必要な事項

3 不発弾処理対策本部の設置

市は、市長を本部長とし、不発弾等処理に伴う市民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、不発弾処理対策本部を設置する。

本部は、陸上自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

また、不発弾処理を実施する当日には、現地における不発弾処理対策の指揮・指令を行うために、不発弾等が発見された場所に近い場所に不発弾処理現地対策本部を設置する。

本部の組織及び運営については、「本編 第1章 第1節 第3 非常体制」を準用する。

4 不発弾処理連絡調整会議の設置

市は、次に示す内容を協議するため、市、陸上自衛隊、県警察本部及びその他の関係機関による不発弾処理連絡調整会議を設置する。

- (1) 処理方針等の調整
- (2) 各事務分掌に応じた役割分担及び処理計画の調整
- (3) 処理当日の行動計画等についての調整

5 不発弾処理担当者会議の設置

市は、次に示す内容を協議するため、市、警察署及び消防本部による不発弾処理担当者会議を設置する。

- (1) 不発弾処理実施計画
- (2) 処理当日の交通規制
- (3) 処理当日の市民避難（戸別訪問・避難誘導）
- (4) 処理当日の要配慮者への対応
- (5) 事故による負傷者への対応

第3 事前の準備

1 処理日程の検討

不発弾処理当日までの日程はおおむね次に示すとおりとする。

【不発弾発見から処理までの日程】

日程	内容
事案の発生日	➤ 不発弾の発見・不発弾処理の必要性の判断 ➤ 不発弾処理対策本部の設置 ➤ 第1回不発弾処理対策本部会議の開催（以降必要に応じて実施）
発見後数日	➤ 陸上自衛隊による不発弾防護措置の実施
発見後1週間	➤ 第1回不発弾処理連絡会議（各機関の行動計画調整、以降必要に応じて実施）
1か月前	➤ 第1回不発弾処理担当者会議（以降必要に応じて実施）
1週間前まで	➤ 陸上自衛隊との協定締結
処理日当日	➤ 不発弾処理現地対策本部の設置 ➤ 信管除去及び不発弾撤去（1日）

2 不発弾処理実施計画の作成

不発弾処理における市民の安全確保を図るため、市は不発弾処理実施計画を作成する。実施計画で定める事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) 不発弾処理現地対策本部（設置日時、設置場所等）
- (2) 不発弾処理の実施日時及び当日のタイムスケジュール
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 避難対象区域、開設指定避難所の設定
- (5) 避難対象市民への周知、誘導方法及び要配慮者への対応
- (6) 道路交通規制（区間及び時間）
- (7) ライフライン機関の対応
- (8) 市民に対する広報
- (9) 報道機関への対応

第4 不発弾処理の実施

1 不発弾処理現地対策本部

現地対策本部には、不発弾処理対策本部員及び関係機関の担当者を配置する。

2 避難等の実施

本部長は、市民の安全を確実なものとするため、不発弾処理実施計画に基づき、次により市民を避難させる。

- (1) 市民に対する避難広報の実施
- (2) 避難対象区域内の市民に対する戸別訪問と避難誘導
- (3) 指定避難所の開設及び運営

3 不発弾処理状況に係る情報伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関へこれらの情報を伝達する。

- (1) 不発弾等の処理作業の進行状況
- (2) 指定避難所における避難者の状況
- (3) 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
- (4) 交通機関等における乗客等の滞留状況
- (5) その他必要な情報

第5 報道機関への対応

不発弾処理現地対策本部の建物内に「報道機関待機場所」を設置する。本部長は、報道機関に対して随時状況を説明する。